

共産党再要望項目一覧

平成28年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【鳥取中部地震対策】	
《避難所運営について》	
<p>○避難所運営は、災害救助法で位置づけられ、国が示したマニュアルやガイドラインでも、トイレや、暖かい食事、テレビ、お風呂、洗濯などの生活環境を整備するよう求め、公費で購入・準備できるようになっている。また食事は、熊本地震の教訓から栄養士や調理師等の雇い上げも可能としている。さらに、諸事情で指定避難所に行けない場合、公民館等別の場所でも避難所同様の対応ができるようになっている。まだ避難所生活を送っている方もあり、これら国のマニュアルやガイドラインに沿った対応を行い、よりよい生活空間となるよう努めること。</p>	<p>発災以降、県・市町村の地域防災計画や各種マニュアル等、さらには熊本地震等の既往の災害から得られた知見等を元に、被災市町村や医療チーム等と連携を図り、避難所の施設管理者の協力を得ながら、快適な避難所環境が提供できるよう鋭意努力しているところであり、最後のひとりが避難所生活を終えるまで支援を続けていく。</p> <p>なお、指定避難所に限らず、避難している人に対しては同様に食料や情報の提供、保健師等の巡回などによる健康支援など各種支援に市町村とともに努めている。</p>
<p>○学校が避難所になっているがトイレが和式で、避難してきた高齢者などが使えなかった。避難所指定の学校は、洋式トイレの設置を義務付け、通常の学校整備費以外の別枠予算で対応をすること。</p>	<p>避難所指定されている学校のトイレについては、県も市町村の整備を後押しするため、小中学校のトイレ整備に係る国交付金の十分な予算確保について国に要望している。特に、避難所指定されている小中学校のトイレの洋式化については、積極的な国交付金の活用をはたらきかけていきたい。</p> <p>避難所指定されている県立学校の体育館等については、トイレの洋式化は実施済みである。</p>
<p>○倉吉市では福祉避難所の対応が遅れた。現在福祉センター等が福祉避難所になっているが、国のマニュアルでは、「福祉避難所は、できる限り早期に対処し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居のほか、高齢者世話付き住宅への入居または社会福祉施設等への入所等を積極的に活用することで、早期退所が図られるよう努めること」とあり、対応すること。</p>	<p>市町とともに福祉避難所の被災者の要望を把握し、対応してきたところである。倉吉市においては、全員自宅へ戻ることを希望して11月18日までに退所され、北栄町においては、11月3日に福祉避難所を閉鎖し、被災者は帰宅または公営住宅に入居されたところである。</p>
《罹災証明書について》	
<p>○住宅被害の「一次調査」は外装被害のみであり、内装被害は「二次調査」で、申請がないと行われぬ。倉吉市では、「二次調査」の案内がされている人と拒否された人がでており、対応が統一していない。「二次調査」があることを周知すること。また、今回内装被害が多く、「一次調査」と「二次調査」を同時に行い、被害率が高かった方の結果を被害支援に活用するやり方ができないのか。（二次調査の周知徹底の通知：2016年5月30日）</p>	<p>「二次調査」にかかる市町村への説明はすでに行っているところであるが、11月18日に開催した市町村対象の説明会において、改めて被災世帯への制度周知を要請した。</p> <p>なお、住宅被害認定に係る「一次調査」は、正確性及び迅速性確保の観点から、内装を含めた被害の全体を住宅の外観から認定するものである。また、「二次調査」は、「一次調査」による認定結果に疑義がある世帯からの申請に基づき、内装も含めた詳細について調査するものである。</p> <p>このように「一次調査」と「二次調査」ではそれぞれの目的や調査手法が異なることから、両調査を同時に行うことは制度上想定されていない。また、どちらの調査結果を採用するかは各市町の判断</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	に委ねられる。
○被災件数が多く、住宅損壊判定員や罹災証明書発行の職員の数が足りず、手続きが遅れている。公的、民間問わず、各種減免や支援制度が、発災当時にさかのぼって受けられるように働きかけること。	被災者住宅再建支援制度については、修繕前後の写真等を添付していただければ、交付決定前の事業（修繕）着手も認めることとしており、すでに被災市町においても被災世帯に対してこの旨周知しているところである。
《激甚災害指定について》	
○激甚災害指定や局地激甚災害指定を引き続き求め、指定にならなくても、相当程度の支援を国に求めること。	国に対しては激甚災害の指定のみならず、復旧対策経費に対する支援や特別交付税措置などあらゆる財政支援について発災後速やかに安倍総理大臣をはじめ関係省庁への要望を行ったところである。
《住宅対策》	
○住宅の応急処理制度の周知を徹底すること。	災害救助法に係る住宅の応急修理制度については、災害救助法を適用した倉吉市ほか3町に対し、10月26日に担当者説明会を開催し、制度の概要や注意点、住民が制度を活用することができるよう適切な周知を行うことなどについて説明を行った。
○被災者の公営住宅等への入居が進んでいるが、入居要件が「自宅の半壊以上」となっており、後に被害判定が一部損壊となった場合は退去が求められる。いったん入居した人を追い出すような冷たい対応はしないこと。また公営住宅や仮設住宅への入居は、自宅に帰るのが不安な人も含めて入居対象とすること。公営住宅入居の抽選から漏れた人も出ているが、住み慣れた地域で避難生活ができるよう、仮設住宅建設あるいは民間住宅の借り上げを行うこと。	このたびの地震により自宅を失うことになった被災世帯の住宅を確保するため、公営住宅や国省庁職員宿舎等を提供しているほか、特に被災世帯が多い倉吉市と協調して、民間賃貸住宅の借り上げ支援もすでに行うこととしている。
○被災者生活再建支援制度の一部損壊の支援額を、20%未満10%以上を30万円からせめてせめて50万円に引き上げ、10%未満の支援額も引き上げる。今回住宅再建支援が12億円の財政出動に留まっているが、鳥取県西部地震のときは、一部損壊でも新築すれば300万円、改修なら150万円の支援があり、合計約100億円財政出動してでも住宅を再建させた。70億円～100億円もかかる県立美術館建設計画は中止するなどして、財源をつくり、被災者住宅再建支援にあてること。	西部地震における住宅補修支援については、日野町を除くすべての市町村で被災世帯の負担を求め、被災世帯の負担を条件としない全県一律の支援制度としている。
《その他》	
○学校給食がいまだに再開していないが、県が財政支援して、業者に依頼するなどして、再開すること。	県は中部4町と協力して倉吉市の給食再開に向けた支援体制をつくり、中部4町の各給食センターの協力を得て11月14日からは週1回の簡易給食が実施されているところである。

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>今後も給食再開に向けた倉吉市の取組をサポートしていくこととしており、必要な経費支援も行っていくこととしている。</p>
<p>○被災した障がい者・難病者の作業所（さくら作業所）の復旧支援をすること。</p>	<p>「さくら共同作業所」（倉吉市上井）は、平成24年4月から障害福祉サービス事業所「ひかり」（所在地：伯耆町／提供サービス：就労継続支援B型）の従たる事業所として事業運営されていたものの、平成26年6月に「ひかり」の廃止とともに障害福祉サービス事業所としては事業廃止されているため、倉吉市とともに実態をよく把握したい。</p>
<p>【鳥獣被害対策】</p>	
<p>○農家が被害にあったらすぐ対応できるような、有害鳥獣捕獲の許可手続きが必要ではないか。鳥取市の青谷地区では、鳥取市で駆除隊を結成し、集団的に登録している。それによって、銃と罠の組みあわせで、現場にあった対応ができています。こうした事例を広げること。</p>	<p>有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置指導等を実施する鳥獣被害対策実施隊の設置を市町村に働きかけ、現在、鳥取市をはじめ14市町村で設置されているところであり、引き続き、設置されていない市町村に対しては、実施隊の設置を働きかけていく。</p> <p>また、平成28年度から有害鳥獣捕獲等の即戦力となる若手ハンターを育成するためのハンター養成スクールを新規開校しており、現場に即した対応ができるよう銃と罠両方の技能向上を図っている。</p>
<p>○被害が増えている、あなぐま、はくびしんを、捕獲奨励金の対象とすること。</p>	<p>県としては、国の指針により生息数を調整する計画のある特定外来生物(ヌートリア・アライグマ)、特定鳥獣保護管理計画を策定しているイノシシ・シカを捕獲奨励金の対象としており、国の指針、県の特管理計画に示されていない鳥獣を捕獲奨励金の対象獣種として追加することは考えていない。</p> <p>なお、アナグマ、ハクビシン等の有害鳥獣に対しては、捕獲に係る委託料を県事業で捕獲活動経費として助成している。</p>
<p>○イノシシによる農業被害がひどい。農業被害を保障する、「イノシシ被害保険」のようなものがないか。</p>	<p>イノシシを含む鳥獣被害については、農業共済の補償対象となっていることから、この制度を活用願いたい。</p>
<p>【産廃処分場建設問題】</p>	
<p>○環境管理事業センター計画案の詳細版を広く公表し、条例手続きに入る前に、詳細版で住民や議会に説明をすること。</p>	<p>センターはこれまでも丁寧な説明を行ってきており、詳細版も地元の求めに応じて既に提供されている。なお、事業計画書は、本来、条例手続において公表し、住民に説明することが義務付けられているものであり、定められた制度の中で十分対応可能である。また、議会に対しては、11月14日に開催された福祉生活病院常任委員会で環境管理事業センターより詳細な説明がなされている。</p>